# 独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティ監査規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第101号 制定 平成23年3月30日

#### (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第98号。以下「対策規則」という。) に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。) における情報セキュリティ監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (監査の目的)

**第2条** 情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ水準の向上及び問題点の改善に資することを目的とする。

### (定義)

**第3条** この規則における用語の定義は、この規則で定めるものを除き、対策規則の 定めるところによる。

#### (監査担当機関)

- **第4条** 情報セキュリティ監査に関する統括と実施は、最高情報セキュリティ監査責任 者がこれを行う。
- 2 最高情報セキュリティ監査責任者は、監査対象部門から独立した情報セキュリティ 監査者に情報セキュリティ監査を実施させる。
- 3 最高情報セキュリティ監査責任者は、必要に応じ、機構外の者に情報セキュリティ 監査の一部を実施させることができる。
- 4 情報セキュリティ監査に関する事務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (監査の対象及び種類)

- 第5条 情報セキュリティ監査は、情報資産のセキュリティ対策について行う。
- 2 情報セキュリティ監査は定期監査及び臨時監査とする。

#### (監査の方法)

**第6条** 情報セキュリティ監査は、書面、実地その他最高情報セキュリティ監査責任者が必要と認める方法により行うものとする。

#### (監査計画)

**第7条** 最高情報セキュリティ監査責任者は監査を行うに当たって、あらかじめ監査計画を作成し、最高情報セキュリティ責任者の承認を受けるものとする。

- 2 前項の監査計画に記載する事項は次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 監査の目的
  - 二 監査の項目
  - 三 監査の方法
  - 四 監査の対象箇所
  - 五 監査の期間
  - 六 監査の従事者
- 3 最高情報セキュリティ監査責任者は、監査計画に基づき情報セキュリティ監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部門の情報セキュリティ責任者に監査事項及び監査場所その他情報セキュリティ監査に必要な事項を通知するものとする。
- **4** 最高情報セキュリティ責任者は、第1項に規定する監査計画を承認したときは、これを理事長に報告するものとする。

## (監査への協力)

**第8条** 監査対象部門の職員その他関係者は、情報セキュリティ監査の円滑な実施に協力しなければならない。

## (監事との連携)

**第9条** 最高情報セキュリティ監査責任者は、監事と緊密な連携を保ち、的確かつ効率 的な情報セキュリティ監査の実施に努めるものとする。

## (監査結果報告)

- 第10条 最高情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ監査終了後速やかに 監査結果報告書を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告するものとする。
- 2 前項の監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 監査結果の概要
  - 二 是正又は改善を要する事項
  - 三 その他必要と認める事項
- **3** 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査の結果を理事長に報告する ものとする。

#### (監査結果の措置)

- **第11条** 最高情報セキュリティ責任者は、監査結果報告書において改善を求められた課題及び問題点について、監査対象部門の情報セキュリティ責任者に対応を指示するものとする。
- 2 最高情報セキュリティ責任者は、前項と同種の課題又は問題点が監査対象部門以外にも存在する可能性を検討し、存在の可能性が高く、かつ、緊急の対応が必要と判断した場合には、全ての情報セキュリティ責任者に対応を指示するものとする。
- **3** 情報セキュリティ責任者は、第1項又は前項で指摘された課題及び問題点について、 速やかに改善の措置をとり、又は改善の方針を作成し、文書をもって回答するものと する。

- **第12条** 最高情報セキュリティ責任者は、監査結果報告書の内容に基づき、情報セキュリティポリシー及び実施規則の妥当性を評価し、必要に応じてその見直しを行うものとする。
- 2 最高情報セキュリティ責任者は、監査結果報告書の内容に基づき、学校等の実施規程及び実施手順の妥当性を評価し、必要に応じて情報セキュリティ責任者にその見直しを指示するものとする。

## (実施細則)

第13条 この規則の実施に必要な事項は、最高情報セキュリティ監査責任者が別に定める。

**附 則**(平成23年3月30日制定) この規則は、平成23年4月1日から施行する。